

電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める

政令要綱

電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（令和二年法律第三十号

）の施行期日は、令和三年四月一日とすること。